

従業員側は予定の如く十二月三十日會社に出頭して回答を求めたりも要領を得ざりし爲め、更に翌三十一日午後十時迄に回答ありたしと要求し其の結果如何によりては元旦早々四時業を決定するも敢て辨せざるの意圖あり今社に於ても緊急定會議を開き対策協議中なりしが、時恰も中諒閣中にあり後に紛擾を惹起するは恐懼の次第にして且又元旦早々の交通障壁は一般社會に迷惑すること甚しければ、神奈川府當局は川登を察し勞資代表者を招致し、一時延期方を悠慮し且大森終了后十日以内に會社側より誠意ある回答をあるしとの条件にて一時中止することとなつた。

三、會社の回答と自治會の對策

會社側は若し従業員側の要求全部を容認するならば、十二万円以上の経費を必要とし、前記の如く大正十五年中の自發的の改善を爲したる上又斯かる改善を實行することは不可能の事なりとし他面自治會内部の事情を調査せし廻り、昨斗春以来左右兩派の對立抗争に禍され亦未幹部間の意思相知せざるを知り、強硬なる態度を採るべく決意せざるもの、如く、本年二月

十八日午後一時従業員側代表を招致し、豫め印刷し置きたる左記の如き回答書も發表した。

回答書

一、自治會京浜支部加入自由確認の件

回答 従業員に対しては何等従来と異たる態度を取りたる事亦く從て別に差別の待遇をあたはらざる事亦し、

二、除隊者復職に關する件

回答 除隊后一ヶ月以内の中込者には優先採用する旨を以て既に實行したり、

三、健康保険組合設置に關する件

回答 組合設置に關しては考慮中あるも希望の如き研究會設置の必要を認めず。